



早期発見、家族を守る。

住宅用火災警報器



「住宅用火災警報器は

命の見張り番です」

住宅火災による死者数は年々増加傾向にあり、死亡原因の8割を占めています。

「発見が遅れて、気づいたときには火煙が回り、すでに逃げ道がなかったものと思われるもの」が5割を占めています。また、死者の約6割が65歳以上の高齢者です。

昨年の荒川消防署管内での火災件数は55件、火災により亡くなった方は3人、怪我をされた方は14人でした。亡くなった方のお宅には、住宅用火災警報器が設置されておらず、火災に気づくのが遅れ被害が拡大したと考えられます。

昨年、荒川区で住宅用火災警報器を設置されていて助かった例があります。

◇東日暮里で高齢者女性がガステーブルのグリルで魚を焼いているのを忘れて隣室にいると、住宅用火災警報器の警報が発報したため異変に気づき、台所を確認すると、ガステーブルから煙が出ており、素早く火を止めた為に事無きを得ました。



◇南千住のアパート火災では、近隣の住

民が住宅用火災警報器の警報音で火災に気づき、火元者に火災を知らせるとともに通報及び初期消火を行いました。早期発見により火元者は右手に熱傷を負いましたが、助かりました。

（住宅用火災警報器煙式設置済）

◇荒川のアパートで一人暮らしの高齢者女性の仏壇から出火し、住宅用火災警報器が作動したおかげで、隣人が警報音に気づき119番通報、早期発見により火元者の女性は消防隊員に救助され、熱傷を負いましたが、助かりました。

（住宅用火災警報器煙式設置済）



平成16年から新築・改築する住宅は住宅用火災警報器設置義務となっており、平成22年4月1日から全世帯が住宅用火災警報器設置義務となります。荒川区では18年度から20年度にかけて区内全世帯（住民登録世帯）に住宅用火災警報器煙式1個を無料配布しました。でも、1個だけでは足りません。設置義務があるのは寝室や階段、台所などです（浴室・トイレ・洗面所・納戸等は含まれません。）

購入するには防災設備取扱い店や電気器具販売店・ホームセンター・家電量販店など購入できます。購入の目安としてNSマークが付いているものを選ぶと良いでしょう。住宅用火災警報器は、煙式・

熱式・複合型の3種類があります。音で知らせる、音と光で知らせるものや1個が発報すると他の警報器も連動して警報器が鳴る連動型など、種類は様々です。電池式は2年から10年の期間、電池の交換をしなくても連続作動し、電池交換時期が長い程、価格は高くなります。また、価格差は感知機能の差もあります。荒川区内の大型店舗の家電売り場で980円、2,980円、4,980円の煙式・熱式が品揃えしてありました。東京ガスでは、火災・ガス漏れ複合型警報器のリースもあります。

※「消防署の方から来た」と偽りの悪質訪問販売がありますので、ご注意ください。

消防職員が販売することはありません。万一、悪質販売の被害にあわれたら、すぐにご連絡下さい。また、届出がされている消防設備業者をお教えすることもできます。住宅用火災警報器の取り付け方は、天井付 壁掛けがあります。ご自身で取り付けられない時には、各町会・自治会にいる住警器設置推進員が無料で出張取り付けを致しますので、荒川消防署にご相談下さい。

火事は全てを失います。

早期発見で家族を守るため、財産を守るため、防災の日を前に住宅用火災警報器の設置を考えて見ませんか。



荒川消防署 ☎ (3806) 0119